

瀬戸市庁舎における通話録音装置の管理及び運用に
関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の接遇意識及び市民サービスの向上を図るとともに、公正かつ適正な業務の執行を確保し、犯罪の抑止及び職員に対する不当な圧力の排除を目的として、市が市庁舎建物（瀬戸市庁舎管理規則（平成18年瀬戸市規則第48号）第1条に規定する庁舎建物をいう。以下同じ。）に設置する通話録音装置及び通話記録（以下「通話録音装置等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 市庁舎建物に設置された電話機による通話の際に、その音声を自動で録音し、併せて、通話日時、通話時間及び通話当事者の電話番号を記録する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置により記録された音声、通話日時、通話時間及び通話当事者の電話番号をいう。

(管理責任者)

第3条 市長は、通話録音装置等の適正な取扱いを確保するため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、総務部行政課長をもってこれに充てる。

- 2 管理責任者に事故があるとき又は管理責任者が欠けたときは、あらかじめ管理責任者が指定する職員がその職務を代理する。

- 3 管理責任者は、通話録音装置等の適正な取扱いを確保するため、通話録音装置操作担当者（以下「操作担当者」という。）を指名し、操作担当者以外の者に当該通話録音装置の操作及び通話記録の管理をさせてはならない。

（通話録音装置の設置の公表）

第4条 市長は、通話録音装置を設置したときは、その旨を瀬戸市のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

（個人情報保護の保護）

第5条 管理責任者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び瀬戸市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第28号）を遵守し、通話録音装置等の取扱いに関し、適切な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他通話記録に係る安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（通話記録の適正な管理）

第6条 通話記録の保存期間は、原則10日間とし、保存期間を経過した通話記録は、速やかに消去するものとする。ただし、通話記録の記録媒体に上書き保存機能がある装置を使用する場合は、当該機能を活用して消去するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認めたときは、消去しないことができる。
- 3 通話記録は、録音した時の状態で保存するものとし、これを加工してはならない。
- 4 通話記録の複製は、行ってはならない。ただし、犯罪捜査の目

的で捜査機関から要請があった場合及び第1条に規定する目的を達成するため、管理責任者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

5 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話記録を複製したときは、施錠できる収納庫等に当該複製した通話記録を保管する等適切に管理しなければならない。

6 管理責任者は、複製した通話記録について、その目的が達成される等保有する必要がなくなったときは、当該複製した通話記録を速やかに廃棄しなければならない。

（通話記録の利用及び提供の制限）

第7条 通話記録は、法令に基づく場合を除き、第1条及び前条第4項ただし書に規定する目的以外のために自ら利用し、又は外部へ提供してはならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。